金沢臨海部の土地利用計画及び企業誘致

団地造成の目的

1 市街地の再開発　　：都心部にある立地上問題の工場等を金沢区臨海部に移動させ、跡地を効果的に利用して、市街地の整備・再開発を進める。

2 企業の経営基盤の強化　：移転する企業は移転を契機に、集団化・共同化などによる体質改善や経営の合理化を図る。

3 都市開発　　：種々の都市機能を金沢臨海部に集約させ、合理的で適正な配置を行い、機能的で良好な環境を有する理想的な産業の街を形成する。

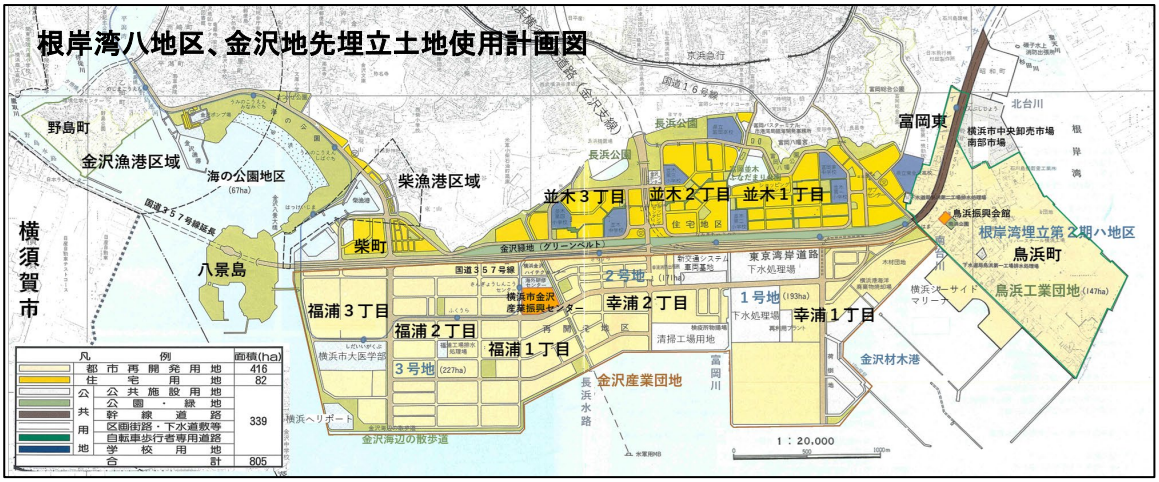

○ 分譲方法･進出条件概要

	鳥浜工業団地（根岸湾ハ地区埋立）	金沢産業団地（金沢地先埋め立て）		
		１号地（幸浦１丁目）	２号地（幸浦２丁目）	３号地（福浦１・３丁目）
分譲受付開始年月	昭和４３年７月（１９６８年）	昭和５１年２月（１９７６年）	昭和５２年３月（１９７７年）	昭和５４年９月（１９７９年）
分譲価格（１㎡）	９，６８０円	４８，０００円	５１，２００円	５５，４００円
応募資格業種	製造業、建設業、梱包業サービス業、流通加工業再生資源卸売業、その他	製材加工業、販売関連業	販売業、運輸業、梱包業、サービス業、流通加工業その他	製造業、建設業、梱包業サービス業、流通加工業再生資源卸売業、その他
最小申し込み面積	大企業：１万坪	製造加工業：1,400㎡ 販売関連業：　500㎡	１企業:330㎡／ 複数企業:500㎡	事業協同組合の構成員：200㎡ １企業：500㎡ 数企業共有：500㎡
分譲条件	法人組織、事業協業化の場合は、33,000㎡ 個人企業の場合は1,500㎡を基準	・原則として事業協同組合に対してのみ分譲 ・但し下記については個人の分譲を認める。 ア　3,300㎡以上の分譲を受けるもの イ　数企業で3,300㎡以上まとまるもの		(1) 事業協同組合等の団体 (2) 個別企業
用途地域	工業専用地域／工業地域	工業地域（白帆:準工業地域）	工業地域	工業地域/準工業地域
主な条件 （１）緑化協定 （２）建築等に関する条件	（１）敷地面積1,000㎡以上　１３％以上緑化 （２）建蔽率：６０％ 容積率：２００％ 高さ制限：３１ｍ	（１）敷地面積1,000㎡以上：１３％以上緑化 1,000㎡未満：１０％以上緑化 （２）建蔽率：６０％ 容積率：２００％　高さ制限：３１ｍ		

○金沢産業団地で利用した公的資金
（中小企業）高度化資金

- 工場等集団化事業：協同組合は集団化して工場等を設置する。
  - ・金利２.７％　償還期限２０年 以内
  - ・助成限度６５％　以内
- 工場協働利用事業：中小零細企業が向上アパートに集団化する。
  - ・金利２.７％　償還期限２０年以内
  - ・助成限度９０％以内
- 共同施設事業：中小企業者が組合組織により共同で事業を実施する。
  - ・金利２.７％　償還期限２０年以内
  - ・助成限度６５％以内
- 店舗等集団化事業
  協同組合が集団化して、店舗や事業所を設置する。
  - ・金利２.７％　償還期限２０年以内
  - ・助成限度６５％以内
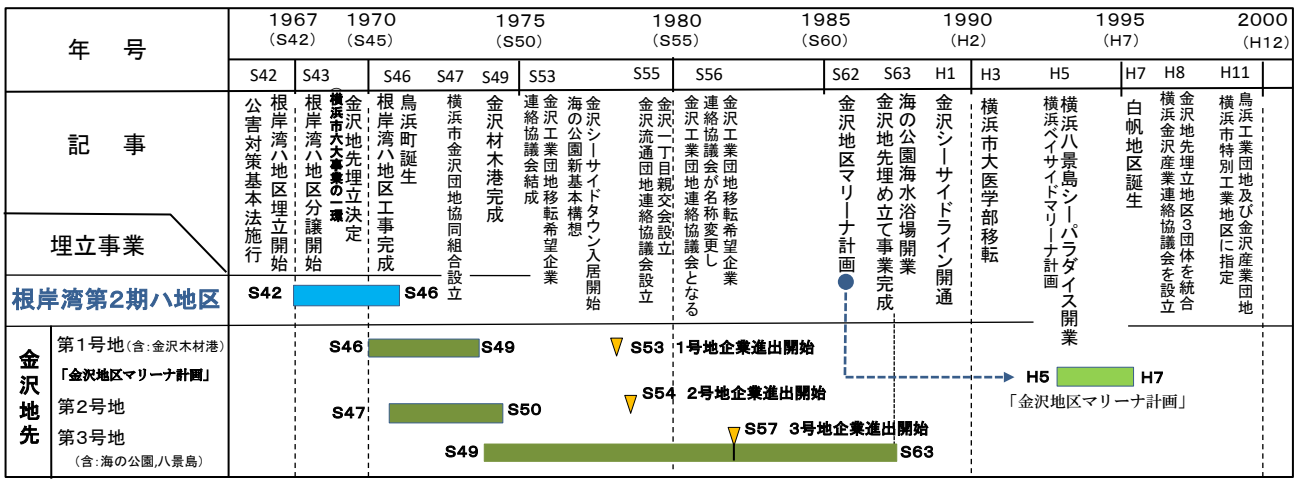
「LINKAI横浜金沢」地区埋立年表等